

令和8年度 市営住宅等入居希望者登録 ～申込案内書～



申込期間
令和8年8月12日（水）
～
令和8年9月 4日（金）

目 次

市営住宅等入居希望者登録について……………	1
申込資格……………	2
収入基準について……………	5
収入基準早見表……………	1 0
申込みに必要な書類……………	1 1
申込みから入居まで……………	1 3
申込上の注意事項……………	1 4
あっせん住宅について……………	1 5
入居上の注意事項……………	1 7
家賃について……………	1 9
申込書の書き方……………	2 0
令和 8 年度住宅別住宅使用料早見表……………	2 5
市営住宅等総戸数一覧表……………	2 6
募集住宅 Map ……………	2 8

市営住宅等入居希望者登録について

1 登録制度

市営住宅等は、住宅に困窮する市民に対して、低額の家賃で提供するために国から補助を受けて建設された住宅です。

芦屋市では、住宅に困っておられる度合いの高い方から順に市営住宅等に入居できるよう、市営住宅等入居希望者登録制度を採用しています。

2 住宅困窮度点

申込みされた方の住宅の状況（環境、設備、居住の状態等）について、書類審査及び現地調査等を行い、住宅に困っている度合いを判定・採点します。

この結果を市営住宅等入居者選考委員会に諮り、住宅困窮度点（住宅に困っている度合い）を決定します。

3 登録の有効期間

令和8年9月5日(土)から令和9年9月4日(土)までの1年間です。

申 込 資 格

次の①から⑦のすべてに該当する必要があります。

- ① 令和8年9月4日時点において、申込者が芦屋市内に1年以上住民登録し、かつ、居住している方、又は継続して2年以上芦屋市内に勤務している方（申込時に要件を満たしていても、あっせん時に市外転出していた場合や、在勤で登録の方が市内の勤務先を退職している場合は失格となります）。
- 住民票や在勤証明書などで、その事実が確認できること。
 - 外国人の方は、特別永住者証明書又は在留カード（在留期間が1年未満の方は申込み不可）を所持しており、その事実が確認できること。
 - 在勤とは、勤務先が定める所定労働時間（概ね1日8時間、週5日以上、又は1週40時間以上）を勤務し、雇用期間の定めがないことが条件となります（収入については、労働基準法で定めた最低賃金以上の収入があること）。

※申込みについては世帯単位とし、世帯主（主たる生計維持者）が資格に該当している必要があります。

②－1 現に同居し、又は同居しようとする親族のある方

- 親子・夫婦（内縁・婚約者も含む）又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓済の方が家族構成の中心となる2人以上の世帯であること（申込み時点での家族構成で申し込んでください。夫婦の別居、友人等の寄合世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟姉妹などと呼んで同居するなど不自然な合体・分離をした世帯については、申し込むことはできません）。
- 婚約者と申し込む場合は、あっせん時までに入籍していること。（内縁関係でも可）
- 内縁関係にある場合は、住民票で「夫（未届）」、「妻（未届）」となっていること。
- 婚姻によらないで父、または母となった方は、成人の方に限ります。

②-2 単身の方

○戸籍謄本・住民票等で単身であることが確認でき、次のア～キのいずれかに該当している方は単身で申し込むことができます。

- ア 令和8年9月4日時点で満60歳以上の方。
- イ 1級～4級の身体障害者手帳をお持ちの方。
- ウ 1級～3級の精神障害者福祉手帳をお持ちの方。
- エ A～B2判定の療育手帳をお持ちの方。
- オ 生活保護法（昭和52年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む）を受けている方。（生活保護受給申請中の方はご相談ください）
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（以下、配偶者暴力防止法）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する方。
 - (1) 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
 - (2) 配偶者暴力防止法第13条の規定による保護命令が発せられた方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合も含む）
- キ その他（戦傷病者、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者等）

③ 入居資格収入基準に合致すること

P.5～P.10をご覧ください。

④ 現在、住宅に困っていること

- 現に民間賃貸住宅等に居住し、家賃の不払いや迷惑行為等により住宅の立ち退きを求められている場合は、申込みできません。
- 持ち家のある方は、原則、申込みできません。ただし、売却等により持ち家をあっせん時まで処分できる場合は申し込むことができます（あっせん時に登記簿で所有権の移転を確認できる書類の提出が必要です）。

⑤ 入居許可日から14日以内に申込書記載の家族全員が入居できること

⑥ 市税の滞納がないこと（分割納付中の場合も資格がありません）。

⑦ 申込者本人、または同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※兵庫県警察に照会する場合があります。

収入基準について

1 収入基準月額

収入基準月額とは、市営住宅等の家賃決定のために計算される収入です（計算方法はP.6～P.9をご覧ください）。

市営住宅等は、下記の表の収入基準月額の要件を満たす方が申込みできます。

住宅種別 ※1	入居階層	収入基準月額
市営住宅	一般世帯	158,000円以下
	裁量世帯 ※3	214,000円以下
改良住宅 ※2 (上宮川・若宮)	一般世帯	114,000円以下
	裁量世帯 ※3	139,000円以下

※1 P.26～P.27であっせん希望される住宅をご確認ください。

※2 改良住宅とは住宅地区改良法に基づき建設された住宅です。

※3 裁量階層世帯

- ① 申込者が満60歳以上の方で、かつ申込者を除く入居しようとする方のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の方である世帯（年齢は、令和8年9月4日(金)時点の満年齢です）。
- ② 入居する方のなかに次のア～クのいずれかに該当する方がいる世帯。
 - ア 身体障害者手帳1級から4級の方
 - イ 精神障害者保健福祉手帳1級から3級の方
 - ウ 療育手帳の障害の程度欄が「A」から「B2」判定の方
 - エ 障害基礎（国民）年金及び、障害厚生年金の1級～2級に該当する方
 - オ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の障がいのある方がいる世帯
 - カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方
 - ク 中学校卒業までの子どもがいる世帯

2 収入基準月額の求め方（計算方法）

収入基準月額は次の順序で計算してください。

〔計算の順序〕

- ・収入の種類別に所得金額を計算する。
- ・各自の総所得金額を計算する。
- ・各自の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。
- ・世帯の総所得金額から控除額を差し引き、12で割って収入基準月額を計算する。

（1）種類別所得金額の計算

① 給与所得金額

- ア 令和6年12月以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和7年分源泉徴収票の支払金額（税込み）をP.8計算表の算出式に当てはめて計算します。
- イ 令和7年1月以降に就職（転職）し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は、次のように計算し、P.8計算表の算出式に当てはめて計算します。
- ※ 1か月分の給与とは、給与計算締め期間（1か月）の全部に在籍して得た給与のことで、就職（転職）した月が条件を満たさない場合は除いてください。
- （ア）申込み時点において、12か月分以上の給与が支給されている方
直近12か月分の合計額（賞与の支給を受けている場合はその額を含む）を支払金額として計算します。
- （イ）申込み時点において、支給された給与が12か月分に満たない方
次のとおり、1年間の支払金額を推定して計算します。

$$\frac{\text{働いた期間の給与の合計}}{\text{働いた期間の月数}} \times 12 \text{ か月} + \text{賞与（推定額）} = \text{年間推定支払金額}$$

② 事業所得金額

- ア 令和6年12月以前から現在まで引き続き事業をされている方は、令和7年分の収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。
- イ 令和7年1月以降に開業（転業）し、現在も引き続いて事業をされている方の事業所得金額は次のように計算してください。
- ※ 1か月の期間とは、定めた締め期間（1か月）の全部に渡り事業を継続して行っていたことで、開業（転業）した月が条件を満たさない場合は除いてください。
- （ア）申込み時点において、12か月以上の期間に渡り事業を継続している方
直近12か月分の収入合計金額から必要経費合計金額を除いた額が事業所得金額となります。
- （イ）申込み時点において、事業の継続期間が12か月に満たない方
1年間の事業所得金額を推定して計算します。推定事業所得金額の計算は次のとおりです。

$$\frac{(\text{営業した期間の総収入} - \text{必要経費合計})}{\text{営業した期間の月数}} \times 12 \text{ か月} = \text{年間推定事業所得金額}$$

③ 年金所得金額（雑所得金額）

年金所得の方は、年間総支給額を P. 8 計算表の算出式に当てはめて計算します。

（２）各自の総所得金額を計算

総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得
（各自の総所得金額を計算してください。）

（３）各自の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

（４）世帯の総所得金額から控除額を差し引き、１２で割って収入基準月額を計算

{	世帯の総所得金額	-	控除額合計金額	}	÷ 12 =	収入基準月額



P. 9 の「控除額一覧表」を参照して
合計額を計算してください。

控 除 対 象	控 除 額
1 同 居 親 族	38万円× 人 円
2 同居しない扶養親族	38万円× 人 円
3 老 人 扶 養 親 族	10万円× 人 円
4 特 定 扶 養 親 族	25万円× 人 円
5-① 特 別 障 が い 者	40万円× 人 円
5-② 障 が い 者	27万円× 人 円
6 寡 婦	27万円× 人 円
7 ひ と り 親	35万円× 人 円
8 給 与 所 得 者	10万円× 人 円
9 公的年金等所得者	10万円× 人 円
控 除 額 の 合 計	円

※ 申込書の「年間総収入金額」の欄には、給与所得の方は（１）の①の支払金額（税込み）を、事業所得の方は（１）の②の事業所得金額を、年金所得の方は（１）の③の年間総支給額を記入してください。

※ 6、7、8、9の控除額は P. 9 の「控除額一覧表」の欄外をご覧ください。

3 所得計算表

(1) 給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額（1年間に受け取った給与・賞与の税込みの合計額）の区分により給与所得金額を計算してください。

給与収入金額		給与所得金額の算出式
651,000円未満		給与所得金額＝「0」円
651,000円以上～1,900,000円未満		支払金額－650,000円＝給与所得金額
1,900,000円以上 ～ 3,600,000円未満	まず、次のとおり端数整理します。 (ア) 支払金額÷4,000円で算出した答の小数点以下を切り捨てる	$\left. \begin{array}{l} \text{左のとおり端数整理} \\ \text{した支払金額} \end{array} \right\} \times 0.7 - 80,000\text{円} = \text{給与所得金額}$
3,600,000円以上 ～ 6,600,000円未満	(イ) 上の(ア)で算出した数値に4,000円を掛ける。 次に(イ)で算出した金額を右の算出式に当てはめてください。	
6,600,000円以上～8,500,000円未満		支払金額×0.9－1,100,000円＝給与所得金額

(2) 年金所得（雑所得）計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額（1年間に受け取った年金の税込みの金額）の区分により年金所得金額を計算してください。

内訳	年金収入金額	年金所得金額の算出式
65歳以上の方	1,100,000円以下	年金所得金額＝「0」円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	収入金額 － 1,100,000円＝年金所得金額
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75 － 275,000円＝年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85 － 685,000円＝年金所得金額
65歳未満の方	600,000円以下	年金所得金額＝「0」円
	600,001円以上～1,300,000円未満	収入金額 － 600,000円＝年金所得金額
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75 － 275,000円＝年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85 － 685,000円＝年金所得金額

4 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がいる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
- (2) 2～7の控除は、所得税法上認定されている方に限ります。
- (3) 年齢は、令和8年1月1日時点の満年齢です。

控除対象		範 囲	控除額
特 別 控 除 対 象 者	1 同 居 親 族	申込住宅に同居する申込本人以外の方	38 万円
	2 同居しない扶養親族	申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
	3 老人扶養親族	扶養親族又は控除対象配偶者のうち 70 歳以上の方	10 万円
	4 特定扶養親族	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族	25 万円
	5 障がい者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方（申込者又は上記 1・2 の対象者）	40 万円 ②とは重複して控除することはできません
		① 特別障がい者 (1) 心神喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により保健福祉手帳の交付を受けている方（1 級の方は特別障がい者） (2) 精神に障がいのある方で厚生労働大臣（知事）からその障がいの程度が国民年金法施行令別表（1 級の障がいの状態と同程度のときは特別障がい者）又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障がいの状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方（1 級又は 2 級の方は特別障がい者） (4) 障がいの程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方（「A」の方は特別障がい者） (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 3 項症までの方は特別障がい者） (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条 1 項による厚生労働大臣の認定を受けている方（重度の障がいとされている方は特別障がい者） (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方（重度の障がいとされている方は特別障がい者） (8) 65 歳以上でその障がい(1)または(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方（(1)又は(3)の特別障がい者と同程度のときは特別障がい者）	27 万円 ①とは重複して控除することはできません
	6 寡 婦	申込者本人又は同居親族で次のア・イのいずれかに該当する方のうち下記「7 ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合を除く。 ア 夫と離婚した後婚姻していない方で、扶養親族を有し、年間の所得見積額が 500 万円以下の方。 イ 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が不明である方で、年間の所得見積額が 500 万円以下の方。この場合は、扶養親族などの要件はありません。	27 万円
	7 ひ と り 親	申込者本人又は同居親族で次のア～エのすべてに該当する方。 ア 現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死が不明である方。 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。 ウ 生計を一にする子がある方（この場合の子は、年間の所得見積額が 48 万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限られます）。 エ 年間の所得見積額が 500 万円以下の方。	35 万円
	8 給 与 所 得 者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方（その方の所得等の金額が 10 万円未満である場合には、その金額）	10 万円 ※1～7と重複して控除することができます。
	9 公的年金等所得者		

※・控除額は該当者 1 人についての額（年間）です。

- 寡婦控除は、所得金額から上記 8、9 の金額を控除した残額が 27 万円以上の方は 27 万円、27 万円未満の方はその所得金額を控除します。
- ひとり親控除は、所得金額から上記 8、9 の金額を控除した残額が 35 万円以上の方は 35 万円、35 万円未満の方はその所得金額を控除します。
- 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が 10 万円以上の方は 10 万円、10 万円未満の方はその所得金額を控除します。

—収入基準早見表—

所得のある方が1人で、特別控除対象者のいない世帯の場合、次の表に当てはまる方が申込みできます（下段は、裁量階層世帯の場合 P.5 参照）。

《市営住宅等》

（単位：円）

区 分		収入基準月額	入居者数および入居しない扶養親族数（申込者本人を含む）					
			単身者 （控除無）	2人世帯 （38万控除）	3人世帯 （76万控除）	4人世帯 （114万控除）	5人世帯 （152万控除）	6人世帯 （190万控除）
給与所得の方	金 額 年間総収入 （税込み金額）	158,000 以下	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下	5,423,999 以下
		214,000 以下	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下	6,263,999 以下
事業所得の方	金 額 年間総所得	158,000 以下	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下	3,796,000 以下
		214,000 以下	2,568,000 以下	2,948,000 以下	3,328,000 以下	3,708,000 以下	4,088,000 以下	4,468,000 以下
年金所得の方	金 額 年間総収入 65歳未満	158,000 以下	3,028,001 以下	3,534,667 以下	4,041,334 以下	4,495,295 以下	4,942,354 以下	5,389,412 以下
		214,000 以下	3,924,001 以下	4,391,765 以下	4,838,824 以下	5,285,883 以下	5,732,942 以下	6,180,001 以下
	金 額 年間総収入 65歳以上	158,000 以下	3,028,001 以下	3,534,667 以下	4,041,334 以下	4,495,295 以下	4,942,354 以下	5,389,412 以下
		214,000 以下	3,924,001 以下	4,391,765 以下	4,838,824 以下	5,285,883 以下	5,732,942 以下	6,180,001 以下

《改良住宅》

（単位：円）

区 分		収入基準月額	入居者数および入居しない扶養親族数（申込者本人を含む）					
			単身者 （控除無）	2人世帯 （38万控除）	3人世帯 （76万控除）	4人世帯 （114万控除）	5人世帯 （152万控除）	6人世帯 （190万控除）
給与所得の方	金 額 年間総収入 （税込み金額）	114,000 以下	2,211,999 以下	2,755,999 以下	3,299,999 以下	3,811,999 以下	4,287,999 以下	4,763,999 以下
		139,000 以下	2,643,999 以下	3,183,999 以下	3,711,999 以下	4,187,999 以下	4,663,999 以下	5,135,999 以下
事業所得の方	金 額 年間総所得	114,000 以下	1,368,011 以下	1,748,011 以下	2,128,011 以下	2,508,011 以下	2,888,011 以下	3,268,011 以下
		139,000 以下	1,668,011 以下	2,048,011 以下	2,428,011 以下	2,808,011 以下	3,188,011 以下	3,568,011 以下
年金所得の方	金 額 年間総収入 65歳未満	114,000 以下	2,324,015 以下	2,830,682 以下	3,337,349 以下	3,844,015 以下	4,321,190 以下	4,768,249 以下
		139,000 以下	2,724,015 以下	3,230,682 以下	3,737,349 以下	4,227,072 以下	4,674,131 以下	5,121,190 以下
	金 額 年間総収入 65歳以上	114,000 以下	2,568,011 以下	2,948,011 以下	3,337,349 以下	3,844,015 以下	4,321,190 以下	4,768,249 以下
		139,000 以下	2,868,011 以下	3,248,011 以下	3,737,349 以下	4,227,072 以下	4,674,131 以下	5,121,190 以下

申込みに必要な書類

次の 1 から 7 の書類（7 は該当者のみ）の提出が必要です。ただし、令和 7 年度に申し込んだにも関わらず、住宅のあっせんを受けられなかった方で、現在の世帯構成、住居等が令和 7 年度の申込み内容と変わらない場合は、「1、2、5」の書類で申し込むことができますが、7-③または 7-④に該当する場合は、それぞれに該当する書類も別途必要です。

※令和 7 年度の申込み時点の内容から変更がある場合は、必ず申し出てください。

1 市営住宅等入居希望者登録申込書

- ・ 正確に空欄のないよう記入してください。
- ・ 日中で連絡の取れる連絡先を必ず明記してください。
- ・ 申請内容に虚偽の記載があった場合には、申込みを受付できません。

2 課税証明書（令和 8 年 4 月 1 日時点で 16 歳以上の方全員分必要）

令和 8 年度市民税・県民税課税証明書（市役所課税課窓口で交付）

- ・ R7.1.1 以降に就職の場合 ⇒ 現在までの給与支払証明書（冊子未参照）
- ・ R7.1.1 以降に事業開業の場合 ⇒ 事業収入申告書（冊子未参照）
- ・ R7.1.1 以降に退職した方 ⇒ 退職日の確認できる書類（退職証明、離職票等）

3 住民票（全世帯員分）

- ・ 全世帯員の住民票で、本籍・続柄が省略されていないもの。
- ・ 市民課窓口で住民票を請求する際は、住宅管理センターへ提出する旨お伝えください。

4 現在のお住まいの住宅の賃貸借契約書

- ・ 現在お住まいの住宅が持ち家の方は、家屋の登記事項（全部）証明書が必要です（親元や親戚宅からの世帯を分離して申し込む場合を含む）。

5 現在のお住まいの住宅の家賃の証明書

- ・ 家賃の引落口座の通帳、通い帳、振込通知書等で、支払者および家賃振込先が明記されているものの写し（直近 3 か月分）。

6 家屋の間取り図

- ・ 現在お住まいの住宅の間取り図を不動産会社等から入手し添付してください。間取り図がない場合は、申込書に正確に書いてください。

7 下記に該当する方は、該当する書類を提出してください。

- ① 在勤資格で申し込まれる方・・・在勤証明書（冊子末参照）
- ② 単身又は一人親世帯の方・・・戸籍謄本（全部事項証明）
- ③ 生活保護を受けている方・・・生活保護受給証明書
- ④ 母子・父子家庭世帯の方・・・母子・父子家庭証明書
- ⑤ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓済の方
・・・芦屋市の発行したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の写し
- ⑥ 障がいのある人のいる世帯
 - ・身体障がい者・・・身体障害者手帳の写し
 - ・精神・知的障がい者・・・精神障害者保健福祉手帳、又は療育手帳の写し
 - ・障害年金受給者・・・障害年金証書等の写し（障害基礎・厚生等）
- ⑦ 特定医療費（指定難病）受給者証
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等・・・ハンセン病療養所入所者の証明書
- ⑨ DV被害者・・・裁判所からの保護命令通知書の写し等
- ⑩ 戦傷病者・・・戦傷病者手帳の写し
- ⑪ 原爆被爆者・・・被爆者健康手帳の写し
- ⑫ 婚約中の方・・・婚約証明書（冊子末参照）
- ⑬ 離婚協議中の方・・・調停中が確認できる書類又は申立書
- ⑭ 被災された方・・・り災証明書

【特記事項】

◎特別な事情やご不明な点がある場合は、住宅管理センターにご相談ください。

◎申込内容によっては、本冊子にてご案内している書類以外に、別途必要書類をご提出いただく場合があります。

◎あっせん時には、改めて書類の提出が必要となる場合があります。

※申込みは必ず申込者本人、又は申込書に明記されている方が手続きにお越しく下さい（代理人のみでの手続きの場合は、申込者本人へ申込みの確認をする場合があります）。

※申込時には、本人確認ができる証明書等の提示が必要です。

※消せるボールペンで作成された申込書は受付できませんので、ご注意ください。

申込みから入居まで

1 申込み

受付期間 令和8年8月12日(水)～令和8年9月4日(金)

※土曜日・日曜日は受付しておりません

申込方法 申込書と必要書類を住宅管理センターの窓口へ持参してください。

- ・ 特別な事情により持参が困難な方は、ご相談ください。
- ・ 申込みは1世帯につき1回に限ります。
- ・ 申込みからあっせんまでの間に、死亡等により登録人数に変動があった場合や住所変更などがあった場合は、必ずお知らせください。
- ・ 受付期間終了後の希望住宅の変更や希望住宅の取消しはできません。



2 書類審査

提出書類に基づき審査を行い、住宅困窮度点（住宅に困っている度合い）を採点します。



3 入居者選考委員会（10月下旬頃）

入居者選考委員会を開催し、住宅困窮度点を決定します。



4 住宅困窮度点の通知（11月末頃）

住宅困窮度点を郵送によりお知らせします。



5 入居のあっせん（令和9年1月上旬以降）

- ・ 申込時に、子どもの学区や通院等の関係で2つの住宅に限り入居する住宅を希望することができますが、その場合は、あっせんが遅くなることがあります。
- ・ 空家が生じた時点で住宅困窮度点の高い方から順番に、住宅のあっせんを行います（同点の場合は抽選となります）。
- ・ あっせん時期やあっせん内容等のお問い合わせに対してはお答えできませんのでご了承ください。
- ・ 一度、あっせんを受けた方で、辞退等された場合は、それ以降の期間中のあっせんは行いません。

申 込 上 の 注 意 事 項

- 1 現在、市営住宅や県営住宅等に入居している、または入居決定している場合は申込みできません。
- 2 申込内容の確認のために、必要に応じて現地調査や勤務先等への調査を行うことがあります。
- 3 高額な資産（預金・有価証券・不動産などの換金性を有する資産）をお持ちの方については、資産を保有しない方と比べて住宅困窮度点（住宅に困っている度合い）が低いものとして取り扱うことがあります。
- 4 過去に市営住宅のあっせんを受けたにも関わらず、それを辞退された場合、辞退理由によっては申込みができない場合があります。
- 5 あっせん時に、申込内容から変動があり、入居資格に該当しなくなった場合には、入居する事ができません。
- 6 次にあてはまる方は申込みできません。
 - ア 住宅内で円満な共同生活ができない方
 - イ 収入の申告義務があるにもかかわらず、その申告をしていない方
 - ウ 家賃等を滞納したまま市営住宅等を退去した方
 - エ 迷惑行為や家賃滞納を原因とする訴訟などで、現在のお住まいの明渡しを求められている方
- 7 入居にあたっては、緊急連絡先の届出が必要です。申込みの段階から必ず準備しておいてください。

あっせん住宅について

1 世帯員数に応じた広さの住宅をあっせんします。

内訳	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
あっせん住宅	39.0～45.0 m ²	45.0～57.4 m ² ※	61.3～82.0 m ²

※エレベーターのない大東町住宅については45.0～82.0 m²

○各住宅の間取りや面積等については、P. 26 ～ P. 27 の「市営住宅等総戸数一覧表」を参照してください。

○登録後、世帯員数に変動があった場合は、あっせん時の世帯員数に応じた住宅をあっせんします。ただし、世帯員数に変更があったにも関わらず連絡がなかった場合や入居資格に該当しなくなった場合はあっせんを取消すことがあります。

2 エレベーターのない住宅の1階が空家になった場合は、高齢者及び身体に障がいのある人を優先します。

3 シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）について

（1）住宅の特徴

シルバーハウジングは、高齢者が自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるように、緊急通報システムによる安否の確認や生活援助員（LSA）による以下のサービスを受ける事ができる住宅です（別途、収入に応じた費用がかかります）。

- ① 生活の相談や助言
- ② 安否の確認（月1回程度の訪問）
- ③ 一時的な家事援助
- ④ 緊急時の対応
- ⑤ 関係機関（福祉・医療）等との連絡
- ⑥ その他日常生活上必要な援助

（2）対象住宅

対象住宅は、P. 26 ～ P. 27 の「市営住宅等総戸数一覧表」のとおりです。

(3) 入居資格 (年齢は令和8年9月4日(金)時点)

<単身世帯>

60歳以上の単身世帯。なお、常時の介護が必要な方はその状況に応じた介護を受けられていることを確認させていただきます。

<2人以上世帯>

次のいずれかに該当する世帯です。

- ・ いずれか一方が60歳以上の夫婦（内縁・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓済の方も含む）のみの世帯
- ・ 60歳以上の方のみからなる2人以上の世帯（3親等以内の親族であることが必要です）
- ・ 60歳以上の方と中度以上の障がいのある人等からなる世帯（民法上の扶養関係にあることが必要です）
- ・ いずれか一方が60歳以上の夫婦（内縁・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓済の方も含む）と中度以上の障がいのある人等からなる世帯（民法上の扶養関係にあることが必要です）

(4) 費用負担

家賃とは別に下記の費用が必要です。

階層	利用者世帯の階層区分	負担額(月額)
A	生活保護による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税額9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年所得税額9,601円以上 32,400円以下の世帯	2,600円
E	生計中心者の前年所得税額32,401円以上 42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年所得税額42,001円以上の世帯	4,900円

(5) 入居希望の有無

シルバーハウジングの入居資格に該当する場合は、申込書に入居を「希望する・希望しない・どちらでもよい」のいずれかを○で囲んでください。

4 若者・子育て世帯向け住宅について

(※) 別紙リノベ住戸入居案内にて、対象住宅・申込対象世帯・入居希望の仕方等をご確認ください。

入居上の注意事項

1 入居保証金について

家賃3か月分の入居保証金が必要です。入居保証金は、住宅退去時に必要となる補修費等に充当した後、残額を返金します。

2 共益費について

家賃のほかに共用部の維持管理に要する費用（廊下・階段灯、エレベーター等の電気代、散水栓の水道代、低木の剪定・除草等の作業代）は、家賃とは別に共益費として入居者に負担していただきます。「共益費」は各住宅にて管理人が徴収し、その金額は各住宅により異なります。

3 家賃の支払いについて

毎月5日に当月分を口座振替で納付していただきます（5日が、金融機関休業日の場合は翌営業日です）。

取扱金融機関は、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、尼崎信用金庫、みなと銀行、ゆうちょ銀行です。なお、期限までに家賃の納付がない場合は、督促状等の送付や訪問による納付指導を行います。

4 収入申告について

市営住宅等の家賃は、毎年7月に提出していただく収入申告書に基づき決定します。なお、提出がない場合は、近隣の民間住宅並みの家賃となりますので必ず提出してください。

5 高額所得者について

入居から3年経過後、入居者全員の収入状況等の変動により、2年連続でその額が一定以上になった場合には、高額所得者と認定され、家賃が近隣の民間住宅と同程度の家賃（近傍同種家賃）となります。また、高額所得者となった場合は、速やかに住宅を明け渡していただく必要があります。

6 修繕について

市営住宅等は、民間の賃貸住宅とは異なり、部分的な修繕や補修を行ったうえで、そのあっせんを行います。そのため、部屋ごとに美観や修繕の内容が異なる場合があります（入居後の修繕や補修については、入居者負担となる場合がありますので、鍵渡し時にお渡しする「入居のしおり・住まいのしおり」を必ずご覧ください）。

7 迷惑行為の禁止

市営住宅等において、犬・猫・鳥等動物の飼育は一切認めていません（障がいのある人で盲導犬等の補助犬を必要とされる方は、ご相談ください）。また、騒音、嫌がらせ等の、他の入居者の迷惑になるような行為も禁止しています。

8 住宅の改造について

住宅内の改造は原則禁止です（手すり等の設置をされる場合、事前の申請が必要です）。

9 一定の条件下で申込み可能な方

あっせん時に以下の条件を満たすことができれば、入居できません。

ア 持ち家のある方 ⇒ 持ち家の売却が完了したことが登記簿上確認できること。

イ 離婚協議中の方 ⇒ 離婚が成立しており、戸籍で確認できること。

ウ 婚姻予定の方 ⇒ 入籍または内縁関係であることが確認できること。

10 住宅の明渡しについて

市営住宅等は、民間の賃貸住宅とは異なり、その使用や管理等に際し、法律や条例等による様々な決まりがあります。そのため、以下に該当する場合には、市営住宅等の明渡しを求めます。

①不正な行為により入居したとき。

②家賃を3か月以上滞納したとき。

※家賃の納付が困難な場合は、速やかに住宅管理センターまでご相談ください。

③正当な理由なく、15日以上住宅を使用しないとき。

④住宅又は共同施設を故意にき損し、その損害を賠償または原状に復さないとき。

⑤暴力団員であることが判明したとき（同居者も含みます）。

⑥住宅の全部又は一部を他の者に貸与し、又はその使用者の権利を他の者に譲渡したとき。

⑦高額所得者に認定されたとき。

⑧周辺の環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。

⑨許可なく、市営住宅等を模様替え、増築またはその敷地内に建物等を設置したとき。

⑩市の指示に従わないとき。

家 賃 に つ い て

- 1 家賃は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件等によって異なり、毎年見直しを行います。家賃の目安については P. 25 の家賃早見表をご覧ください。
- 2 家賃の算定に用いる入居者の収入は、収入基準月額として下記の区分に分類されます。収入基準月額は P. 5 ～ P. 9 の計算方法で算出することができます。

【収入による家賃の算定区分】

《市営住宅等》

① 収入基準月額が	0円～104,000円の世帯
② 収入基準月額が	104,001円～123,000円の世帯
③ 収入基準月額が	123,001円～139,000円の世帯
④ 収入基準月額が	139,001円～158,000円の世帯

⑤ 収入基準月額が	158,001円～186,000円の世帯
⑥ 収入基準月額が	186,001円～214,000円の世帯

※⑤・⑥は、裁量階層世帯 (P. 5 参照)

《改良住宅》

① 収入基準月額が	0円～104,000円の世帯
② 収入基準月額が	104,001円～114,000円の世帯

③ 収入基準月額が	114,001円～123,000円の世帯
④ 収入基準月額が	123,001円～139,000円の世帯

※③・④は、裁量階層世帯 (P. 5 参照)

※ 入居決定後、収入の状況によっては、家賃の減免を受けられる場合があります。なお、家賃減免を受けるには条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

- 3 入居後は、毎年、家賃算定のため前年の収入を申告して頂きます。
入居から3年経過後、収入が一定以上の場合には、収入超過者として認定され、収入に応じて段階的に民間住宅と同程度の家賃となります。
また、入居から3年経過後、連続して収入が一定以上の高額所得となった場合には、高額所得者として認定され、民間住宅と同程度の家賃となるとともに、住宅の明渡しをしていただきます。

申 込 書 の 書 き 方

所定の申込書にかい書で、ていねいに書いてください

- (1) 記載内容をご理解のうえ、申込書にご記入ください。
- (2) 希望住宅を指定される場合は、「市営住宅等総戸数一覧表」P. 26 ～ P. 27 をご確認ください、希望住宅のアルファベット又は数字のどちらかを選び、理由を記入してください。希望住宅に空きがない場合は入居できませんので、入居を優先される場合は、第二希望住宅欄に「どこでもよい」とご記入ください。受付終了後、希望住宅の変更はできませんのでご注意ください。
- (3) 申込者
 - 氏名、フリガナを記入してください。
 - 生活保護受給の有無について、1・2のいずれかに○印をつけてください。
 - 現住所欄には、郵便番号、住所、号棟、室番まで明記し、固定電話・携帯電話の番号を記入してください。
 - 現住宅種別欄には、現在居住している住宅の種類を一つ選んで○印をつけてください。
 - 現住宅名義人欄には、現在居住している住宅の名義人（契約者）・申込者との続柄を記入してください。
 - 勤務先名称、勤務先所在地、電話番号を記入してください。
 - ・名称については、〇〇会社△△営業所など具体的に記入してください。
 - ・事業所得の方は、勤務先名称欄に事業内容を具体的に記入してください。
- (4) 入居しようとする者
 - 入居しようとする方全員について記入してください。
 - 結婚予定で申し込まれる方は、婚約者の氏名、続柄（「婚約者」と記入してください。）、生年月日、職業も必ず記入してください。
 - 職業欄には、申込書に記載している職業コード番号を記入してください。
 - 年齢は、令和8年9月4日(金)時点の満年齢をご記入ください。
- (5) 別居扶養
 - 所得税法上の扶養控除対象者で入居しない方があれば記入してください。
- (6) 結婚を予定している方は、予定日を結婚予定日欄に記入してください。
 - あっせん時まで婚姻〈内縁を含む〉できる方に限ります。婚姻届受理証明書もしくは住民票または戸籍謄本の提出が必要です。
- (7) 年間総収入金額
 - 給与所得および年金所得の方は、年間総収入金額（税込み）を、事業所得等の方は年間総所得金額を記入してください。非課税の方で、生活保護を受けている方は「生活保護」、失業中の方は「失業」と記入してください。
 - 令和7年1月1日以降に就職（転職）した方はP. 6の計算例により年間総収入金額を、また令和7年1月1日以降に開業（転業）した方もP. 6～P. 7の計算例により総所得金額を、それぞれ推定して記入してください。転職、転業前の収入は関係ありません。

○申込者本人以外の方（家族または婚約者など）で収入がある場合は、本人と同じように上記の要領で記入してください。年間総収入を記入してください。

(8) 就職、転職、開業、退職、廃業

○就職年月日または開業年月日欄は、令和7年1月以降に就職（転職）又は開業（転業）した方、及び退職又は廃業した方のみ記入してください。

(9) 添付書類

(8) に記入された方は、該当される書類を添付し、○印をつけてください。

(10) 現住所付近の見取図は、調査で訪問する場合がありますのでわかりやすく記入してください。

(11) 現在お住まいの住宅の間取り図をできるだけ詳しく（例えば、マス目2つを畳1畳に見立てる。）書いてください。ただし、間取り図を添付される方は記入する必要はありません。部屋ごとの広さや居住人数も記入してください。

(12) 現在お住まいの住宅家賃月額、共益費月額（駐車場料金等は除く）を記入してください。

(13) シルバーハウジングの入居資格に当てはまる世帯は、入居を「希望する・希望しない・どちらでもよい」のいずれかを○で囲んでください。

(14) 若者・子育て世帯向け住宅の入居資格に当てはまる世帯は、入居を「希望する・希望しない・どちらでもよい」のいずれかを○で囲んでください。

(15) 過去5年以内に市営住宅の申込みをされた方は「有」を○で囲んでください。

(16) 申込時期を○で囲んでください。

(17) 住宅に困っている理由のうち該当する項目に○印をつけてください。

(18) その他、特別な事情がありましたらご記入ください。

～裏面～

(19) 同意書の内容をよく読んでいただき、各項目にチェックを入れて、ご署名ください。

※ すべての記載内容について、事実と異なる記載があった場合には、申込みが無効となりますので、十分ご注意ください。

入力	実態調査	責任者	検印	受付

新規	ひとり親	シルバー	若者・子育て	各種手帳	生保
		希望する 希望しない どちらでもよい	希望する 希望しない どちらでもよい		

登録番号

令和8年度
市営住宅等入居希望者登録申込書（※記入例）

その他手帳	身障手帳	療育手帳	精神福祉手帳
	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3

芦屋市長宛

※消せるボールペンでのご記入はできませんので、ご注意ください。

(1) 入居申込案内書の記載事項を了承のうえ、以下のとおり申し込みます。なお、この申込書の内容が事実と相違する時は、申込みを無効とされても異議のない事を誓約します。

令和 8 年 9 月 4 日

(2) 第一希望住宅番号	希 望 理 由	(2) 第二希望住宅番号	希 望 理 由
1	通院のため	A	学区のため

R3. No.	R4. No.	R5. No.
R6. No.	R7. No.	

※ 希望された住宅に空きがない場合は入居できませんので、入居を優先される場合は、第二希望住宅欄に「どこでもよい」とご記入ください。

(3) 申 込 者	フリガナ	アシヤ ○○		生活保護受給		
	氏 名	芦屋 ○○		1 有 2 無		
	現 住 所	郵便番号 659 - 0064 芦屋市精道町7番6号				
		電話番号	0797 - 38 - 2026	携帯番号	080 - 0123 - 4567	
	現 住 宅 種 別	1 公社・公団住宅 2 民間借家 3 間借り・同居 4 持ち家 5 その他 ()				
	現 住 宅 名 義 人	名義人: 芦屋 ○○ 申込者との続柄: 本人				
	勤 務 先 名 称	住宅管理(株)		電話番号 (0797) 38 - 2028		
勤 務 先 所 在 地	芦屋市精道町8番28号					

(4) 入 居 し よ う と す る 者	フリガナ	続柄	生年月日	年 齢	(7) 職業コード	(8) 就職・開業年月日	(9) 添付書類	控除項目 この欄は記入しないでください								
	名 前				年間総収入	退職年月日			老人扶養	老人配偶	特定扶養	特別障害	普通障害	寡婦	ひとり親	その他
	アシヤ ○○ 芦屋 ○○	本人	大・昭・平・令 41. 1. 1	60	1	3,100,000 円	年 月 日	給与支払 証明書 退職・廃業 証明書								
	△△ △△	配偶者	大・昭・平・令 47. 4. 2	54	8	円	年 月 日	給与支払 証明書 退職・廃業 証明書	老人扶養	老人配偶	特定扶養	特別障害	普通障害	寡婦	ひとり親	その他
	□□ □□	子	大・昭・平・令 19. 6. 3	19	7	円	年 月 日	給与支払 証明書 退職・廃業 証明書	老人扶養	老人配偶	特定扶養	特別障害	普通障害	寡婦	ひとり親	その他
	◇◇ ◇◇	子	大・昭・平・令 24. 1. 4	14	7	円	年 月 日	給与支払 証明書 退職・廃業 証明書	老人扶養	老人配偶	特定扶養	特別障害	普通障害	寡婦	ひとり親	その他
			大・昭・平・令 .			円	年 月 日	給与支払 証明書 退職・廃業 証明書	老人扶養	老人配偶	特定扶養	特別障害	普通障害	寡婦	ひとり親	その他
(5) 別 居 扶 養	フリガナ	続柄	生年月日	年 齢	職業コード (下記の番号を記入すること) 1 会社員 2 会社役員 3 公務員 4 団体職員 5 自営業 6 パート・アルバイト 7 学生・生徒・児童 8 無職 9 その他				老人扶養	老人配偶	特定扶養	特別障害	普通障害	寡婦	ひとり親	その他
	アシヤ ◎◎ 芦屋 ◎◎	父	大・昭・平・令 18. 3. 7	83												

(6) 結婚予定日
年 月 日

※裏面もご記入ください。

下記は、記入しないでください

幹旋時確認事項 世帯遺児障 家帯族董害 同 年 扶 其 却 一 金 手 金 その他	A 世帯の総所得 円	同居・別居扶養控除 万円 + その他控除 万円	B 控除額合計 万円	=	A - B 円	÷ 12 =	収入基準月額 円
--	---------------	-------------------------------------	---------------	---	------------	--------	-------------

(11) 現在居住している家の間取り図（平面図）

※トイレ・お風呂・押入れ等、設備や収納も詳しく書いてください。
部屋ごとの広さもご記入ください。 1マス＝1畳

(記入例)								
		トイレ	お風呂	押入れ				
				6畳				
		玄関						
		ダイニングキッチン 6畳		6畳				
						押入れ		
現住宅での居住人数				4		人		

(12) 家賃(月額)	共益費(月額)
65,000 円	5,000 円

※現在、お住まいの家賃、共益費をご記入ください。
また、賃貸借契約書と家賃支払い証明書（納付書控等）
の写しを添付してください。

(13) シルバーハウジングの入居資格に当てはまる世帯 (どちらかを○で囲んでください) ※P.15～P.16参照	入居を 希望する ・ 希望しない ・ どちらでもよい
--	----------------------------

(14) 若者・子育て世帯向け住宅の入居資格に当てはまる世帯 (どちらかを○で囲んでください) ※別紙参照	入居を 希望する ・ 希望しない ・ どちらでもよい
--	----------------------------

(15) 過去の申込みの有無(どちらかを○で囲んでください)

(16) (15)で有の方は、申込時期を○で囲んでください。

令和3年・令和4年・令和5年・令和6年・令和7年

(17) 住宅に困っている理由の該当する項目に○印をしてください。⑩の「その他」はその理由もご記入ください。

- ①住宅がない為、親族または他の世帯と同居している。
- ②倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している（模様替えして住んでいる）。
- ③収入と比較して家賃が高すぎる。
- ④通勤に片道1時間半以上かかる（電車等の待ち時間を除く）。
- ⑤現在の住宅の規模及び間取りと世帯構成より、衛生上等不適当な居住状態にある。
- ⑥危険な家屋に住んでいる（※証明のあるものに限る）。
- ⑦立ち退き要求を受けている（※自己に責任がなく、証明のあるものに限る）。
- ⑧住宅にエレベーターがない為、生活に支障がある（※身体上の理由に限る）。
- ⑨同居を必要とする親族（婚姻予定者を含む）があるが、住宅事情により、別居生活している。
- ⑩その他、上記以外の理由（ ）。

(18) その他

(19) 同 意 書

私、および入居しようとする者は、下記の内容を理解し、同意したうえ申し込みます。

- ☒ 申込みの記載内容について、事実と異なる記載があった場合は、申込みが無効になること。
- ☒ 申込者全員の住民情報（住民票）を活用する場合があること。
- ☒ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者（同居者を含む）は、申込みができないため、暴力団員であるか否か確認のため、警察に照合し調査されること。
- ☒ 市税の滞納がないこと（分割納付も含む）。
- ☒ 入居しようとする者の申込内容に変動が生じた場合、すみやかに届出をすること。また、それに伴い申込資格を喪失した場合は、入居ができないこと。
- ☒ 持ち家の売却予定で申込みをしている場合は、あっせん時点において、持ち家の売却が完了しており、登記簿上確認できること。
- ☒ 離婚予定で申込みをしている場合は、あっせん時点において、離婚が成立しており、戸籍で確認できること。
- ☒ 結婚予定で申込みをしている場合は、あっせん時点において、入籍している、もしくは内縁関係であること。
- ☒ あっせんを受けた場合、あっせんされた部屋やその修繕内容等に対して異議を申し立てないこと。
- ☒ 入居後、市より定められた規則等は守ること。

令和 8 年 9 月 4 日

申込者（自署） 芦屋 ○○

（注意）

各項目にチェックがないもの、自署のない同意書は、受理できませんので、ご注意ください。

令和8年度 住宅別住宅使用料早見表 〈参考〉

住宅名	1DK	2K	2DK	2LDK	3K	3DK	3LDK	4DK
南芦屋浜	20, 200～63, 700	—	25, 100～78, 600	32, 200～101, 100	—	32, 600～102, 700	37, 300～117, 100	—
上宮川町	—	—	24, 400～54, 200	—	—	35, 000～78, 300	—	—
宮塚町2番	—	—	25, 600～84, 000	—	—	37, 700～123, 600	—	—
若宮町	21, 800～57, 800	—	28, 400～75, 600	—	—	36, 000～95, 700	—	—
精道町	24, 400～64, 600	—	28, 100～79, 200	—	—	36, 700～97, 400	—	—
津知町	25, 000～66, 300	—	28, 700～76, 000	—	—	35, 100～99, 000	—	—
清水町	—	—	30, 700～78, 800	—	—	35, 200～96, 300	—	—
楠町	22, 200～62, 300	—	27, 400～76, 900	—	—	35, 800～100, 300	—	—
翠ヶ丘町5番	22, 700～81, 000	—	28, 700～96, 000	—	—	39, 400～132, 000	—	—
翠ヶ丘町2 3番	—	—	27, 100～93, 500	—	—	35, 600～122, 500	—	—
大東町4番	22, 200～75, 800	—	27, 400～93, 100	—	—	35, 500～120, 700	—	—
大東町5番	21, 900～79, 000	—	26, 900～97, 300	—	—	35, 300～127, 800	—	—
大東町1 1番	21, 800～63, 000	—	27, 100～78, 200	—	—	35, 400～102, 300	—	—
大東町1 4番	—	—	27, 700～81, 200	—	—	36, 100～105, 600	—	—
大東町1 5番	—	—	—	34, 600～96, 700	—	34, 400～106, 700	—	—
大東町1 6番	—	20, 500～51, 500	—	30, 100～119, 600	28, 500～74, 100	32, 800～87, 200	38, 300～95, 600	43, 600～96, 300
大東町1 7番	—	24, 000～69, 400	—	—	29, 300～88, 300	34, 700～100, 600	—	—
高浜町1番	21, 600～74, 900	—	29, 400～123, 800	—	—	40, 400～140, 100	—	—

市営住宅等総戸数一覧表

★希望住宅は、アルファベット又は、数字のどちらかをお選びください。空家一覧ではございません。

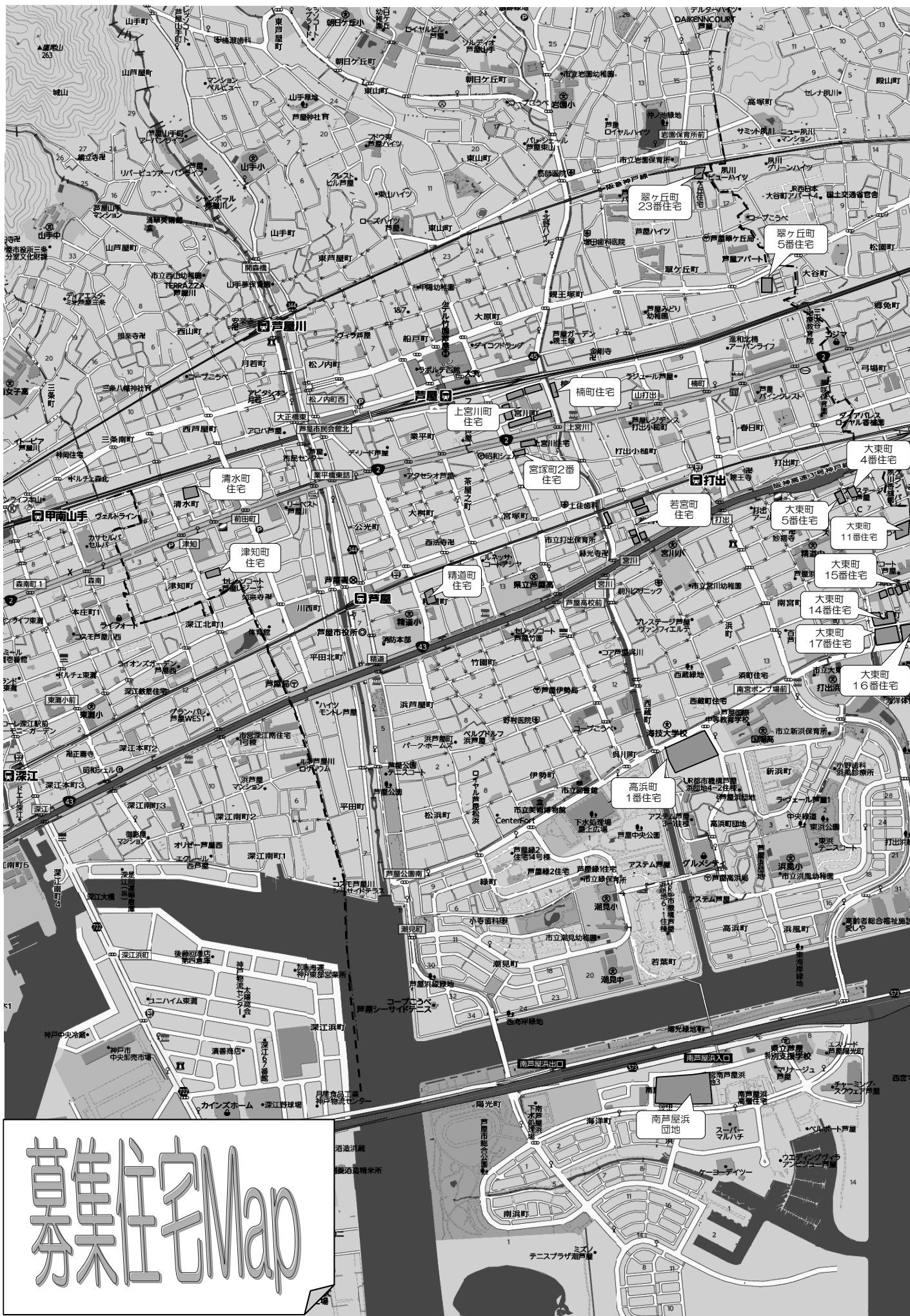
希 望 住宅No.		建 設 年 度	住 宅 名		階数	単身世帯用		2人世帯用		3人以上世帯用			車椅子世帯用		E V	駐 車 場	学校区		
			所 在 地			面積（㎡）		面積（㎡）		面積（㎡）		面積（㎡）		小学校			中学校		
			戸数			総戸数	一般	シルバー	一般	シルバー	一般	シルバー	一般						
①	H9	南芦屋浜 1号棟 陽光町5-1		9F	1DK 39.9		2DK 49.5		3DK 64.4		2LDK 63.5		有	有	潮見	潮見			
		戸数			68	12	24	28	4										
		南芦屋浜 2号棟 陽光町5-2		9F	1DK 39.9		2DK 49.5		3DK 64.4		3LDK 73.6								
		戸数			72	6	16	24	20	6									
		南芦屋浜 3号棟 陽光町5-3		9F	1DK 39.9		2DK 49.5		3DK 64.4										
		戸数			74	6	18	24	26										
		南芦屋浜 4号棟 陽光町5-4		12F			2DK 49.7		3DK 64.4										
		戸数			63		14	20	29										
		南芦屋浜 5号棟 陽光町5-5		12F	1DK 40.2						3LDK 74.1								
		戸数			67	22	22			23									
		南芦屋浜 6号棟 陽光町5-6		12F	1DK 40.3				3DK 65.0		3LDK 74.1						2LDK 63.9		
		戸数			56		22		22	11	1								
A	※②	S61	上宮川町 1号棟 上宮川町10-1		8F	2DK 45.0		3DK 64.4				有	有	山手	山手				
			戸数			56	14	42											
			S63	上宮川町 2号棟 上宮川町5-5		7F	2DK 45.0		3DK 64.4										
		戸数		48	12		36												
		S62		上宮川町 3号棟 上宮川町6-1		4F			3DK 65.0										
			戸数		18			18											
			H4	上宮川町 4号棟 上宮川町8-3		4F	2DK 45.0		3DK 65.0										
		戸数		40	8		32												
		H1		上宮川町 5号棟 上宮川町9-1		4F	2DK 45.0		3DK 65.0										
	戸数		16	4	12														
	※③		H5	上宮川町 6号棟 宮塚町2-6		9F	2DK 45.0		3DK 65.0							有	有	宮川	精道
		戸数		39	7		32												
		④		H8	宮塚町2番 宮塚町2-15		4F	2DK 45.0		3DK 66.3									
	戸数		20		12	8													
	※⑤		H10		若宮町 1号棟 若宮町2-18		5F	1DK 39.7		2DK 51.8						3DK 65.6		有	有
戸数		32		16	13	3													
H11		若宮町 2号棟 若宮町2-13		4F	2DK 51.8		3DK 65.6												
		戸数			12	7	5												
		H11	若宮町 3号棟 若宮町6-14		4F	2DK 51.8		3DK 65.6				有							
戸数			22	11		11													
H12			若宮町 4号 A 棟 若宮町9-6		4F	2DK 51.8		3DK 65.6					有						
		戸数		11		7	4												
		H12	若宮町 4号 B 棟 若宮町8-10		2F			3DK 65.6				—							
戸数			4			4													
H12			若宮町 5号棟 若宮町1-16		4F	2DK 51.8		3DK 65.6					有						
		戸数		11		7	4												

市営住宅等総戸数一覧表

★希望住宅は、アルファベット又は、数字のどちらかをお選びください。空家一覧ではございません。

希 望 住宅No.	建 設 年 度	住 宅 名 称		階数	单身世帯用		2人世帯用		3人以上世帯用			車椅子世帯用	E V	駐 車 場	学校区				
		所 在 地			面積（㎡）		面積（㎡）		面積（㎡）			面積（㎡）			小 学 校	中 学 校			
		戸数			総戸数	一般	シルバー	一般	シルバー	一般	シルバー	一般							
⑥	H12	清水町		3F			2DK		3DK				有	有	山 手	山 手			
		清水町2-27					53.5～54.8		61.3～67.0										
		戸数		20			8		12										
B	⑦	H9	精道町		5F	1DK		2DK		3DK			有	有	精 道	精 道			
			精道町4-17			42.7		49.2～52.3		64.3									
			戸数			16	3		9		4								
	⑧	H12	津知町		4F	1DK		2DK		3DK			有	有	精 道	精 道			
			津知町11-19			44.0		50.5		65.7									
			戸数			25	4		9		12								
C	⑨	H8	楠町		5F	1DK		2DK		3DK			有	有	岩 園	山 手			
			楠町1-2			39.9		49.2		64.2									
			戸数			42	14		13		15								
	⑩	H26	翠ヶ丘町5番		4F	1DK		2DK		3DK			有	有	岩 園	山 手			
			翠ヶ丘町5-4			39.0～41.6		49.3		67.7									
			戸数			35	20		12		3								
	⑪	H8	翠ヶ丘町23番 東棟		5F			2DK		3DK			有	有	岩 園	山 手			
			翠ヶ丘町23-6			49.8		65.3											
			戸数			20			10			10							
D	⑫	H8	大東町4番		5F	1DK		2DK		3DK			有	有	打 出 浜	精 道			
			大東町4-16			40.4		49.7		64.4									
			戸数			20	10		5		5								
			大東町5番		5F	1DK		2DK		3DK									
			大東町5-9			39.7		48.8		64.3									
			戸数			31	8		9		14								
			大東町11番		5F	1DK		2DK		3DK									
			大東町11-7			39.6		49.2		64.3									
			戸数			30	10		10		10								
			大東町14番		5F			2DK		3DK									
			大東町14-16			50.3		65.5											
			戸数			90			44		32	14							
	⑬	H2 く H5	大東町15番 1～9号棟		3F	2LDK・3DK						—	有	打 出 浜	精 道				
			大東町14-5、15-1～9			62.9													
			戸数			27					27								
		H2	大東町16番 1号棟		4F	3DK						—	有						
			大東町16-1			67.5													
			戸数			12					12								
		H2	大東町16番 2号棟		3F	2K		2LDK・3K・3DK								3DK		—	
			大東町16-2			39.9		55.4～65.5								63.9			
			戸数			12	2	1	2	1	5(1)					1			
		S63	大東町16番 3号棟		3F	2K		3K・3DK・4DK									—		
			大東町16-3			41.5		57.4～82.0											
			戸数			11	1	1	1	1	6					1			
		S63	大東町16番 4号棟		5F	2K		2LDK・3K・3DK									—		
			大東町16-4			39.9		55.4～65.5											
			戸数			16	3	1	3	1	8								
		H1	大東町16番 5号棟		5F	2K		2LDK・3K・3DK・3LDK									—		
			大東町16-5			39.9		55.4～74.1											
			戸数			31	2	1	5(1)	2	19(4)	1				1			
		H4	大東町17番 1号棟		3F	3DK										3DK		—	
			大東町17-1			65.5					65.5								
			戸数			12					8					2	2		
		H4	大東町17番 2号棟		3F	3DK												—	有
			大東町17-2			67.5													
			戸数			12					12								
	H3	大東町17番 3号棟		5F	2K		3K		3DK			3DK		有					
		大東町17-3			44.5		55.4		66.9			66.9							
		戸数			45			8	7	4	24				2				

希 望 住宅No.	建設 年度	住 宅 名		階数	単身世帯用		2人世帯用		3人以上世帯用			車椅子世帯用	E V	駐 車 場	学校区	
		所 在 地			面積（㎡）		面積（㎡）		面積（㎡）			面積（㎡）			小 学 校	中 学 校
		戸数			一般	シルバー	一般	シルバー	一般	シルバー	一般					
⑭	H30	高浜町1番 1号棟		5F	1DK		2DK		3DK				有	有	浜 風	潮 見
		高浜町1-1			40.3		54.9		75.3							
		戸数		78	32		31		15							
		高浜町1番 2号棟		5F	1DK		2DK		3DK							
		高浜町1-2			40.3		54.9		75.3							
		戸数		48	27		16		5							
		高浜町1番 3号棟		5F	1DK		2DK		3DK		2DK					
		高浜町1-3			40.3		54.9		75.3		66.6					
		戸数		169	80		59		28		2					
		高浜町1番 4号棟		5F	1DK		2DK		3DK							
高浜町1-4		40.3			54.9		75.3									
戸数		55	30		20		5				※有					



● 申込審査に必要な書類 ●

給與支証明書

氏名		採用年月日			年月日			職	種
		年	月	日	年	月	日		
支給額	給与	年	月	年	月	年	月	年	月
	賞与								
	その他								
		年	月	年	月	年	月	合計	
	給与								円
	賞与								円
	その他								円
夏季賞与推定額		円、冬季賞与推定額			円、その他臨時賞与推定額			円	
控除	控除対象配偶者の有無	扶養親族者数			人			人	
	有・無	(配偶者を除く)			うち特定扶養控除			老人扶養控除	
控除	諸控除	寡婦控除	ひとり親控除	障害者控除	特別障害者控除			人	
	(該当があれば記入してください)	有・無	有・無	有・無	特別障害者控除			人	
上記のとおり証明します。									
令和	年	月	日	給与支払者	所在地		会社		
				代表者	名称		印		
				代表者	名称		印		

※この欄は記入しないでください。

$$\frac{\left(\frac{1}{2}\right)}{\left(\frac{1}{2}\right)} \times 12 = \left(\frac{1}{2}\right)$$

芦屋市長宛

令和 年 月 日

在勤証明書

所在地

事業所名 印

代表者名 印

電話番号

下記の事項について、事実と相違ないことを証明いたします。

就労者住所				
就労者氏名		生年月日	昭・平	年 月 日
採用年月日	昭和・平成・令和 年 月 日から採用			
勤務地住所				
勤務地連絡先	()			
雇用内容				
職種・仕事の内容	職種	内容（具体的に記入）		
就労時間				
勤務時間及び休日	週 日勤務（月平均 日勤務）		土曜日勤務（毎週有・その他 ）	
	休日又は定休日（ ）		日曜日勤務（毎週有・その他 ）	
直近3ヶ月の 勤務状況	該当年月	年 月	年 月	年 月
	就労日数	日	日	日
	給与	円	円	円

婚 約 証 明 書

本人	氏 名	満 歳
	住 所	
	電 話 番 号	() -
	勤 務 先	
婚約者	氏 名	満 歳
	住 所	
	電 話 番 号	() -
	勤 務 先	
婚姻予定	入 籍	令和 年 月 日 (予定)
上記の者2人は、現在婚約中であることを証明します。 芦 屋 市 長 宛 令和 年 月 日		
証人(媒酌人)		
住 所		
電 話 番 号		() -
氏 名		
勤 務 先		

切り取り線



《申込みに関するお問い合わせ》

〒659-0064 芦屋市精道町8-28

芦屋市住宅管理センター

0797-38-2026

芦屋市役所東館1階（芦屋市消防本部北側）